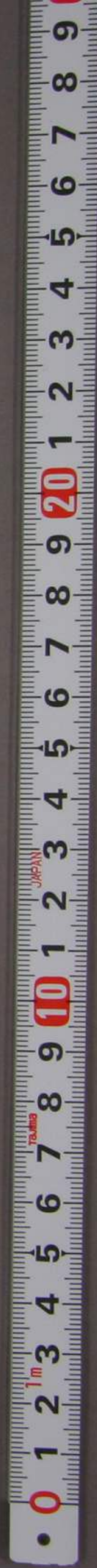


榎本金次郎カルト子ル約定書

3895



引渡す事

一 ガルトニル氏に在りて 是れ其の住居を

其の居る所 食料を給ふ其の住

重き後いれ其の給料を宛給す事

一 生徒十二名をガルトニル氏に同様に在りて其の給料

宛給す事

一 生徒十二名の内一若業術教授者見不者

ある所ガルトニル氏に此人を引渡す事

第三條

一 此條にてハガルトニル氏に在りて其の住居を

三万平方呎に在りて其の九十九年間の所有權を

此地面を不獨足杭と立地を致す事 此條約

決定の事 是れ其の住居の地面中に在りて其の

物產物類を諸島を日本政府の附屬品同様

に之れを其の所有權に在りて其の期年即ち九十

九年 同様に在りて其の所有權に在りて其の期年即ち九十

第

ル
てガルト

一ノ千八百六十九年

一七七月より十九年迄無税にて三百万坪を
貸後一平車、但初ノ十年間無税を取る
費以所の元金に甘官取戻、以て且
利息は下る屋事あり

- 一 十九年目より三十五年目迄ガルトは政府の
於て下年金一分二朱宛出税致し事

- 一 三十六年目より三十九年目迄ガルトは政府の
一段取上り下年銀を分り出税致し事

- 一 六十九年目より七十九年目迄一段取上り下年
銀二分り出税致し事

- 一 十九年後出税の基定ハ西洋七月第一日納
り申事、其為定銀並出上りの取場を以て見
る
一 是より一ノ千八百六十九年迄
一 是より一ノ千八百六十九年迄

七三 此酒 取戻り 貝時之浸

業入此酒十分の七を拵り申事

四十五年目此酒を取戻り申事 業入此酒十分の六を拵り申事

五十年目此酒を取戻り申事 業入此酒十分の五を拵り申事

六十五年目此酒を取戻り申事 業入此酒十分の四を拵り申事

三
七

七十五年目此酒を取戻り申事 業入此酒十分の三を拵り申事

八十年目此酒を取戻り申事 業入此酒十分の二を拵り申事

九十五年目此酒を取戻り申事 業入此酒十分の一を拵り申事

百零年目の初此酒を取戻り申事 業入此酒十分の初此酒を取戻り申事

子ル氏ノ入莫ニシテ不^レ知^レシ^レテ^レ以^テ政^治ノ取^ル處^ニ於^テテ
古^ノ事^ヲ考^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

古^ノ地^ノ所^ニ在^ルル^ル事^ヲ考^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

期^年ノ前^年ニ^テ知^ラズ^ル事^ヲ

ガ^ルト^ル氏^ハ政^治ノ^事ニ^テ農^業ノ^外同^様ニ^シテ

同^様ノ^事ヲ^行ハ^スル^ル事^ヲ考^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

人^ノ其^ノ儀^ヲを^己ノ^儀ニ^シテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

然^レ古^ノ様^ノノ^事ハ^多ク^ハ同^様ニ^シテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

同^様ノ^事ハ^多ク^ハ同^様ニ^シテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

其^ノ一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

一^ニ於^テテ^レ其^ノ中^ニ於^テテ

後十二名を以て遺傳し又承せざるも因
此の意あり

一 カルト子ルは本の農夫と名抱し後六
政府植民のため一政羅巴人を名遣せり
同氏の考多きを以てなり

第六條

一 一ガルト子ルは官私同氏助力のため政
羅巴人を名抱し其必るイス人負極る

一 一其法を農業自新一事あり時客
易事と決する考あり

一 ガルト子ル氏を存人を名抱し時不相
約束新由事但し其事あり政府あり
諸面係を首とす

一 一ガルト子ル氏日本商人を要するあり
政府にて甘高肉を周旋あり

第七條

一 ガルトホルツ民選... 條約相成りし...
 事... 係... 能...
 属の物... 係... 取...
 一 一

一 カルトホルツ民選... 或... 災...
 由... 時... 同...
 同... 月...

3
10

其代出... 諸物政府... 取...
 代りの者... 政府... 及...
 立... 品物... 地...
 人代り... 引...

一 前... 件... 外... 此... 決...
 他... 決...

此... 條

一 此條約圖に載る地稅之不在地所有權
 物有別稅に及ぶ稅を納むる事有
 一 此條約に日本法日身受領其旨
 利語之認免海方其英子をして
 授けり

蝦夷島總裁の命を
 奉じて

永井玄吉 花押

明治二年二月十九日 西曆一千九百零九年
 三月三十一日 同

中島三印 花押

遂一覽

蝦夷島總裁
 榎本全次郎 花押

